

第11章 信託会社等の監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

「信託会社等に関する総合的な監督指針」（以下「監督指針」）については、平成16年12月の信託業法の改正(注)を踏まえ策定されたものであるが、改正信託業法の施行(16年12月30日)後、信託会社等の新規参入が着実に増加し、監督指針に対する実務上の照会等も多数寄せられたことなどから、所要の改正を行うこととした。

監督指針の一部改正(案)は、18年3月15日から4月13日までの間、パブリックコメントに付された。その結果、7先の個人及び団体より21件のコメントが寄せられ、同年4月28日、コメントに対する金融庁の考え方を示すとともに、改正(同年5月1日より適用)を行った。

なお、不動産の流動化・証券化に係る不動産管理処分信託業務を行う一部の信託銀行に対する当局検査において、物件の引受審査が適切に行われていないことに起因する不適切な事例が指摘されたことを踏まえ、上記一部改正に際し、受託審査体制の整備について監督指針上明示することとしてパブリックコメントに付していた。しかしながら、この点については、検査局の「信託検査マニュアルに関する検討会」（18年4月5日から5月10日の間に全5回開催）において議論が行われていたことから、当該検討会における議論の成果として策定される「信託検査マニュアル」の考え方等を踏まえ、監督上の着眼点としてより適切なものとなるよう再検討を行うこととし、18年6月6日にあらためて一部改正(案)をパブリックコメントに付し、同年7月6日までの間、意見公募を行うこととした。

(注) 信託業法の改正により、受託可能財産の制限が撤廃されるとともに、信託業の担い手が拡大され、金融機関以外の者による信託業への参入が可能となった。さらに信託契約代理店制度や信託受益権販売業者制度が創設され、信託サービスの利用者の窓口の拡大が図られることとなった。

第2節 信託会社等の新規参入(資料11-2-1参照)

信託業法施行(平成16年12月30日)後、18年6月30日までの間の信託会社等の新規参入状況は、次のとおりである。

信託会社

平成18年6月30日現在、運用型信託会社4社、管理型信託会社4社及び特定信託業者4社の参入がなされたところであるが、17年7月1日から18年6月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社は、以下のとおり。

1. 運用型信託会社(免許制)

(1) 平成17年9月9日、信託業の免許第二号として、「株式会社朝日信託」に対して

免許を交付した。当社は、弁護士、公認会計士、税理士を役職員とする信託会社であり、主に、信託機能を活用した高齢者の財産管理や死亡時における相続人への財産の分配等を行うこととし、同年11月21日より営業を開始している。

- (2) 17年9月30日、信託業の免許第三号として、「日立キャピタル信託株式会社」に対して免許を交付した。当社は、主に、日立キャピタルグループの保有する金銭債権、リース債権、動産、不動産の流動化や、ハウスメーカーと提携した信託型リバースモーゲージ等を行うこととし、同年10月3日より営業を開始している。
- (3) 17年10月27日、信託業の免許第四号として、「DB信託株式会社」に対して免許を交付した。当社は、ドイツ信託銀行の法人信託サービス部門を同行の会社分割により承継した上で信託業務を営むものであり、不動産、金銭債権等の流動化対象資産を受託し、管理保全等を行うこととしており、同年11月9日より営業を開始している。

2. 管理型信託会社（登録制）

- (1) 平成17年12月12日、管理型信託業の登録第二号として、関東財務局長が「トランスバリュー信託株式会社」の登録を行った。当社は、金融機関等から貸付債権、手形債権、売掛債権等の金銭債権を受託し、管理・回収等を行うこととしており、同日より営業を開始している。
- (2) 18年6月21日、管理型信託業の登録第三号として、近畿財務局長が「株式会社桐生信託」の登録を行った。当社は、マンション等の賃貸収益物件を受託し、維持管理業務及び短期賃貸運営業務等を行うこととしており、同年7月中旬より営業を開始する予定。
- (3) 18年6月21日、管理型信託業の登録第四号として、近畿財務局長が「アロー信託株式会社」の登録を行った。当社は、マンション等の賃貸収益物件を受託し、維持管理業務及び短期賃貸運営業務等を行うこととしており、同年7月中旬より営業を開始する予定。

3. 特定信託業者（届出制）

グループ企業内で行われる信託業（委託者、受託者及び受益者が同一の会社集団に属していることが必要。）については、その信託の受託者が財務局長に届出を行うことにより、免許又は登録を受けることなく営むことができるが、関東財務局において3社の届出を受理した。

信託契約代理店（登録制）

信託契約代理業とは、「信託契約の締結の代理（信託会社又は外国信託会社を代理する場合に限る。）又は媒介を行う営業」と定義されており、平成18年6月30日までに財務局長の登録を受けた信託契約代理店は、改正信託業法施行後の累計で183社（17年7月1日から18年6月30日までの間の新規登録は7社、廃業等による減少は3社）となっている。

このうち 174 社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されている信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

(注)信託業法附則第 16 条第 4 項の規定により、信託業法の施行の際、現に内閣 総理大臣の認可を受けて設置されている信託代理店は、施行日において当該代理店に係る金融機関を所属信託兼営金融機関として信託契約代理店の登録を受けたものとみなされている。

なお、上記以外の 9 社は純粋な新規参入であり、うち 7 社が証券会社、1 社が信用金庫、1 社が一般事業会社となっている(17 年 7 月 1 日から 18 年 6 月 30 日までの間の純粋な新規参入は 7 社。うち 6 社が証券会社、1 社が一般事業会社)。

信託受益権販売業者(登録制)

信託受益権販売業とは、「信託の受益権(証券取引法第 2 条第 1 項に規定する有価証券に表示される権利及び同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。)の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業」と定義されており、平成 18 年 6 月 30 日までに財務局長の登録を受けた信託受益権販売業者は、改正信託業法施行後の累計で 489 社(17 年 7 月 1 日から 18 年 6 月 30 日までの間の新規登録は 256 社、廃業等による減少は 4 社)となっている。

これらの信託受益権販売業者のほとんどは、主に不動産を信託財産とする信託受益権を販売する不動産業者である。

第 3 節 信託兼営金融機関

信託兼営金融機関の新規参入(資料 11 - 3 - 1 参照)

株式会社千葉銀行に対し、信託業務の兼営等に関する法律第 1 条の規定に基づき、信託業務の兼営認可を行った(平成 18 年 6 月 2 日)。同行は、18 年 6 月 8 日より、信託業務として、土地信託、公益信託、特定贈与信託の取扱いを開始した。(参考:併営業業務として、いわゆる遺言執行・遺産整理の取扱いを開始した。)

これにより、信託業務を行っている金融機関は 46 社となった。内訳は、主要行 6、子会社信託銀行 12、外資系信託銀行 5、地方銀行 20、その他金融機関 3 となっている(18 年 6 月 30 日現在)。

外国系信託銀行の退出

平成 17 年 7 月以降、以下のとおり、外国系信託銀行がそれぞれ営業を廃止し、外国系信託銀行は、5 行となった。

	営業廃止日
ドイチェ信託銀行	17年12月27日
クレディ・スイス信託銀行	18年3月15日
シティ・トラスト信託銀行	18年3月31日

第4節 信託会社等に対する行政処分について

信託兼営金融機関に対する行政処分として、当局の立入検査及びその後の報告徴求において不適切な業務運営が確認されたJPモルガン信託銀行及び新生信託銀行に対し、銀行法第26条及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第8条の2等に基づく一部業務の停止命令及び業務改善命令が発出された（第10章第3節を参照）。

第5節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第116条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取ることとしている。

文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。

財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反であることを記載することとする。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載することとする。

なお、金融庁ホームページにおいて、商号に「信託」を使用することは信託業法で禁止されていることや、商号に「信託」を使用している貸金業務登録業者を信用して借入れをしないよう、注意喚起を行っている。